

## 栃木からの報告

栃木の会 伊藤武晴

本住民訴訟において、栃木は過去の運動の経緯から八ッ場ダム・南摩ダム・湯西川ダムの「3ダム」を対象に県知事、「湯西川ダムの利水」を対象に宇都宮市長、を相手に裁判を進めています。今回は、1周年集会以降の栃木裁判の概要を報告します。

### < 第5回弁論 >

「3ダム」05(H17)年11月24日 / 「宇都宮市」12月14日

「3ダム」について、これまでの原告の主張に対する被告の反論である「第4準備書面」が提出される。次回以降個々の問題点について論争に進む。

「宇都宮市」、被告の求釈明に対し原告の釈明「準備書面3」を提出。

### < 第6回弁論 >

「宇都宮市」06(H18)年3月1日 / 「3ダム」3月9日。

宇都宮水道事業湯西川ダム利水、被告提出の準備書面(3)への反論準備書面4を提出。

八ッ場ダム事業の治水を中心に、パワーポイントを使用して問題点を指摘、事業の違法性を主張。

### < 第7回弁論 >

「宇都宮市」06(H18)年5月17日 / 「3ダム」5月25日。

宇都宮市水道事業の水需給の問題点を指摘、湯西川ダム事業への参加は不要である事を主張。

八ッ場ダム事業の環境問題、自然環境に及ぼす影響の大きさ、深刻差に対し実状に即した環境影響調査が実施されておらず、条理法上の行政上の環境影響評価義務を尽くさない違法な事業であると主張。

### < 第8回弁論 >

「3ダム」06(H18)年7月27日 / 「宇都宮市」8月30日。

八ッ場ダム事業の地質問題。ダムサイト地盤の危険性についてパワーポイントを使用して指摘、さらに詳細な検証が不可欠である事を主張。

湯西川ダム事業治水の問題点についてパワーポイントを使用して指摘、治水上全く必要性が認められないと主張。

### < 第9回弁論 >

「3ダム」06(H18)年10月27日 / 「宇都宮市」10月30日。

南摩ダム(思川開発事業)利水問題について、事業参加理由となっている県南3市7町の水事情について、ダム利水の不必要性をパワーポイント図表で詳細に指摘、ダム事業への参加理由が存在しないと主張。

湯西川ダムについては、環境問題に対する準備書面提出、情報開示請求による文書開示が遅れているので、次回詳細な弁論を行う。

< 次回弁論 > 「宇都宮市」12月6日、湯西川ダム、環境問題。